平成31年4月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 31 年 4 月 23 日 (火) 開会 17 時 00 分

閉会 17 時 56 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二

教育委員 福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)

髙橋 護 教育委員 小野 和枝 教育委員 山本 隆正 教育委員

議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教 育 庁 稲尾 隆 教育参事兼社会教育課長事務取扱

月輪利生教育政策課長北村俊雄学校教育課長花木敏寿スポーツ健康課長藤田一樹教育政策課参事

志賀 貴代美 学校教育課参事

利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長 塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事

岡崎 英二 社会教育課課長補佐兼社会教育係長 加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐教育政策係長 縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼社会教育主事

傍聴人 1名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について

第2 別府市立中学校に係る部活動の方針の制定について【議第26号】

第3 別府市社会教育委員の委嘱について【議第27号】

第4 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について【議第28号】

第5 別府市スポーツ推進委員の委嘱について【議第29号】

第6 別府市知見活用委員会委員の委嘱について【議第30号】

報告事項 (1) 平成 31 年度別府市教育庁組織及び事務分掌について【報告第 6 号】

その他 (1) 実相寺多目的グラウンド・実相寺トレーニングジムのネーミングライツについて

- (2) 平成31年度中学校体育大会 教育委員訪問日程について
- (3) 5月定例教育委員会の開催日程について

議事録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成31年4月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員について、本日は福島委員さんにお願い いたします。

> 開会にあたりまして、4月の定期異動によりまして新しく赴任しました 職員の皆さんをご紹介いたします。

教育参事 それでは私のほうから紹介させていただきたいと思います。

青山中学校教頭から転任した学校教育課長、北村俊雄です。続きまして、教育政策課課長補佐兼指導主事から昇任いたしました学校教育課参事、 志賀貴代美です。最後に社会教育課参事から転任いたしました、学校教育課参事兼総合教育センター所長、利光聡典です。よろしくお願いいたします。

◎ 別府市立中学校に係る部活動の方針の制定について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第26号 別府市立中学校に 係る部活動の方針の制定についてでございます。この件につきまして、 説明をお願いいたします。

学校教育課長 1ページをご覧ください。議第26号 別府市立中学校に係る部活動の方 針の制定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第 1号の規定により議決を求めるものであります。

2ページをご覧ください。別府市立中学校に係る部活動の方針(案)でございます。まず、本方針制定の経緯についてご説明いたします。平成30年3月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を制定し、適切な運営のための体制整備や休養日の設定等、5項目からなるガイドラインを示しました。これを受けて、昨年度スポーツ健康課が「別府市立中学校に係る運動部活動の方針」を制定し、平成30年11月定例教育委員会で議決いただいた上で、平成30年12月に各学校に通知したところでございます。その後文化庁が、平成31年1月に、文化部活動のガイドラインを定め、学校設置者である市町村におい

ても、国のガイドラインを参考に文化部活動の方針を定めることとなりました。そこで、既に制定済みの運動部活動の方針をベースとして加筆修正を行い、文化部活動を含めた方針案を制定いたしました。

6ページ以降の対照表をご覧ください。修正部分にアンダーラインを引いております。文化庁が示した文化部活動のガイドラインは、スポーツ庁が定めた運動部活動のガイドラインとほぼ同様の方針が示されているため、大きな加筆修正はございません。また市内各校では、昨年12月に通知した運動部活動の方針に準じて、4月から文化部活動を実施しているため、学校においては活動方針の変更が必要となることはございません。今回議決をいただければ、5月中に各学校にこの方針を通知したいと考えております。以上でございます。

- **寺岡教育長** ただいま議第26号についての説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
- 高橋委員 9ページの枠で囲ったところが一番大事なところかなという感じがします。これによりますと、いわゆる日数、それから時間というものが制定されているんですけども、各学校によっては、例えば九州大会、全国大会レベルの能力と言いますか実力と言いますか、そういったものがある学校が出た場合、この範囲の中で十分な練習が確保できるかどうかというのがちょっと心配なところなんですが、そういうケースが出た場合、教育委員会としてはどうなさいますか。
- 学校教育課長 運動部文化部ともに、原則としてこのルールの徹底を図りたいと考えております。練習の効率化、合理化、そういったものを図ることで練習時間の短縮というのをこれから目指していくべきだと考えております。大会前には、なかなか休養日が取れないというケースもあると思いますが、その場合は月の中で休養日がほぼ同様になるように、ずらしながら工夫をするということも必要かと考えております。
- **スポーツ健康課長** 運動部活動におきましてもこれは原則ということで、今学校教育課長の ほうからもありましたが、例えば中体連前、県体前で、時間や日数が多 くなったときは、後において調整をするような形を取っていただければ、 そこはクリアできるのかなというふうには考えております。
- 高橋委員 つまりは、このガイドラインを順守するということを徹底させるという お考えでよろしいわけですね。
- **スポーツ健康課長** 今年度から、これは運動部も文化部もそうなんですが、部活動指導員という新しい制度ができました。これにつきましても順守した学校にしか県は認めませんよ、ということも出ておりますので、その辺は、毎月の月間スケジュール等を作成していただいておりますので、そこを監視しながら進めてまいりたいと考えております。

山本委員 同じ箇所なんですけども、この9ページの(1)のところにある数字は、 週当たりの活動時間の上限は16時間未満が望ましいと書いてあります が、枠の中では、週あたり2日以上の休養日を設定しますということで、 平日が2時間、休日が3時間という形だと、これで計算すると平日が4 日で8時間、休日が3時間で合計11時間ということになります。そうす ると2つの数字が出てきて、ちょっと混乱するんじゃないかなと思いま す。この16時間の意味合い、それから、枠の中は大分県のルールなのか もしれませんが、どちらのほうを順守していく形になるんでしょうか。

2ポーツ健康課長 上段の(1)の中に書いてありますとおり、研究によって望ましいということが示されており、これに基づきまして週あたり2日以上(平日1日、土日いずれか1日)の休養日を設定ということで、16時間以内に設定してというのは、(1)以下の部分になります。

山本委員 だからさっきみたいに、枠の中のやり方でいくと、11 時間になると思うんですけど、その11 時間という数字を順守していくのか、16 時間未満という数字を順守していくのか、その辺をはっきりさせたほうが。

スポーツ健康課長 先程もご説明いたしましたとおり、研究によって 16 時間未満が望ましい ということを踏まえて、この枠内を設定したところでございます。

山本委員 ということは、基本的には枠内のほうが主ということですね。

スポーツ健康課長にはい。

山本委員 もう1点、例えば日曜日等に大会が催されると思うんですが、その大会 の時間も含まれるんでしょうか。

スポーツ健康課長 当然大会等の試合時間も含まれてくると思います。だから例えば土日連日で試合をしたとしたら、翌週の土日を休むというのが基本的なところになろうかと思います。

高橋委員 最後に1点。今度10連休があります。その場合、生徒さんは練習ができるでしょうけど、その顧問あるいは携わる先生が、休日なのにご出勤というか、部活動をしなければいけない。その場合先生方には代休というようなことはできるのでしょうか。

学校教育課長 休日の練習指導については、代休措置はございません。 9ページの「適切な休養日の設定」に書かれているように、長期休業中につきましては、生徒の健康面を考え、適度な練習にするという内容がありますので、各学校でそういったことを配慮の上、実施していただきたいと考えております。

寺岡教育長 市から部活動指導費は出ているんですか。

学校教育課長 それは休日には支払われます。

小野委員 このとおりやると、今まで学校単位とかで出ていた大会とか、そういう のが出られなくなる可能性というのはあると思うんですけど、どのよう にしていかれますか。

スポーツ健康課長 指針とは別に、こういったように提言する上で、例えば中体連であると か公式戦以外の私的な大会等は見直しをしていかないと、この指針に合った活動ができないというところから、そういった指導はしております。

山本委員 かなり細かく書かれていますけども、この辺が実際きちんと守られているかどうかというのは、それぞれの部活動からの日報とか、集計した表とかそういうものが必要で、誰がそれをチェックするのかという話で、その中に変な改ざんが入ったら困ると思うんですけど、その辺はどのような書式で誰がチェックするようになるんですか。

スポーツ健康課長 先程申し上げましたが、月間の練習スケジュールや年間のスケジュール 等は、部活動の顧問から学校長に提出があります。基本的な時間管理に つきましては、学校長責任の下でやっております。最終的な報告は、学 校長を通してスポーツ健康課、文化部につきましては学校教育課にあが ってくることになっております。

寺岡教育長 本年度から部活動指導員が7名配置されましたよね。全て校長先生の管理の下で行われますし、教育委員会の管理ですので、もし何かがあったときは管理のあり方は非常に大事になってきます。

寺岡教育長 それではよろしゅうございますか。 他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 26 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第 26 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市社会教育委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第27号 別府市社会教育委員の委嘱についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

社会教育課長補佐 11 ページをご覧ください。議事日程第3、議第27号 別府市社会教育

委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項 第7号の規定により議決を求めるものでございます。

12 ページに、平成 31、32 年度の別府市社会教育委員の候補者についての名簿を挙げております。社会教育委員の任期は2年でありまして、前回の任期が平成29年4月から31年3月でございますので、今回、平成31年の4月から2年間ということで、新しい候補者についての委嘱でございます。

寺岡教育長 ただいま議第27号についての説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

教育参事 追加の説明です。今回ほぼ再任となっておりますが、変わったところを申しますと、一番上の赤峰三代子、阿南清隆の2人が校長枠ということで、新たに東山中学校と南立石小学校から出ております。それから、上から4番目の子ども会育成会連合会の副会長ということで、団体推薦で後藤智さんが新たに候補者になっております。以前、子ども会育成会連合会の団体推薦であった大鍛治さんが、今回は個人で学識経験者ということで候補者名として入れさせていただいております。従いまして、これまでの15名から16名という形で1名の増でお願いをしているところでございます。以上です。

小野委員 任期が2年で、再任というのはどのくらいまでいいんですか。

社会教育課長補佐 特に制限はございません。

高橋委員 以前もこの教育委員会で少し話題になったんですけど、この社会教育委員の皆さん方が一堂に集まって会議をなされて、どういうことをご提案なさるか、あるいはご協議いただいたのか、我々にはその辺がしっかりと分からないことが多いので、社会教育委員会が開催されたら、その中での議題というものをお知らせしていただくとありがたいんですが。そのことをお願いさせていただきたいと思います。

教育参事 本日承認を受けましたら、5月に第1回目の会議を開く予定にしております。昨年から、社会教育委員の本来の役割として、やはりどのように社会教育を進めていくかというところで、学校教育との連携であったりとか、あるいはコミュニティ・スクールを推進する上での社会教育からのアプローチをどうすべきかといったような、そういった改革の議論を始めたところでございます。従いまして今年度もそのようなことを話し合うことになると思いますので、定例教育委員会のほうでしっかりと報告をさせていただきたいと思います。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。その他、何かございますでしょうか。 では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、 議第27号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第27号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第28号 別府市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

社会教育課長補佐 14 ページをご覧ください。議事日程第4、議第28号 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めるものでございます。15ページをご覧ください。公民館運営審議会の任期につきましては、平成32年の6月30日まであるんですが、その中で、学校関係の方の異動に伴い中部中学校長と緑丘小学校長がそれぞれ辞任いたしまして、その代替ということで、中部中学校の亀川校長と、南小学校の新宅校長を委員ということで挙げております。よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま議第28号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第28号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第28号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市スポーツ推進委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第29号 別府市スポーツ推進委員の委嘱について でございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長 17 ページをご覧ください。議事日程第5、議第29号 別府市スポーツ 推進審議会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2条第1項第7号の規定により議決を求めるものでございます。 18、19ページをお願いいたします。これは、別府市スポーツ推進委員に 関する規則に基づき委嘱するものであります。委嘱される方々は表に記載していますように、学識経験者3名、女性代表5名、各地区体育協会から推薦、選出していただいた32名の計40名であります。任期につきましては、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間であります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま議第29号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第29号は原案に対し議決することにご異議ござ

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第29号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市知見活用委員会委員の委嘱について

いませんか。

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第30号 別府市知見活用委員会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育政策課参事 21 ページをご覧ください。議事日程第6、議第30号 別府市知見活用 委員会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条 第1項第10号の規定により議決を求めるものでございます。

22ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条にございますとおり、事務の点検及び評価を行うもので、2項には「点検及び評価を行うものに当たっては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されておりますので、それに従いまして、別府市知見活用委員を、国立大学法人大分大学教職大学院教育行政学の山崎清男特任教授、立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センター新谷なをみ教授、別府大学文学部教育学の今井航教授の3名の方にお願いしたいと考えております。

山崎氏は、大分県内における教育学の第一人者であり、大分大学附属中学校の校長を務めた経験もあり、学校現場の様子等に詳しい方でございます。新谷氏は、英語科教諭及び校長として中学校に勤務し、また人権同和教育啓発課参事や総合教育センター所長も務め、学校現場、教育行政双方で経験がある方でございます。今井氏は、別府大学におきまして、将来教職の道に進もうとしている学生の指導を行っており、以前には家庭訪問型アウトリーチ支援事業の委員を務められ、児童生徒の不登校の解消に向けてご尽力をいただいた方でございます。

昨年度までも各委員から、各課の事業に対し厳しくかつ建設的なご意見 をいただいており、教育行政に造詣の深い方々でございますので、それ ぞれ3名の方にお願いいたしたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま議第30号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 30 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第30号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項(1)

寺岡教育長 次に報告第6号 平成31年度別府市教育庁組織及び事務分掌につきまして、説明をお願いいたします。

教育政策課長 報告第6号 平成31年度別府市教育庁組織及び事務分掌について、ご報告をさせていただきます。

別冊の平成 31 年度別府市教育庁組織及び事務分掌と表記された冊子の 1ページをご覧ください。組織の全体図がございます。今回特に機構改革等はございません。今回の人事異動につきましては、統一地方選後に予定しており、本年4月1日付けの人事異動については、3月末で退職により空席となるポストを含め、定期人事異動までの間の対応、並びに市民サービスに支障をきたさないよう考慮し行なっております。ただ、教育委員会におきましては、教職員の異動がございますので、それに関連した異動がございました。教育庁内の異動につきましては、冒頭ご紹介いたしましたので省略させていただきます。

2ページをご覧ください。教育施設一覧でございますが、異動のあった施設長についてご報告いたします。総合教育センター参事兼所長に利光聡典氏が、美術館館長に北部中学校校長で退職しました林淳一郎氏が、野口ふれあい交流センター館長に南立石小学校校長で退職しました甲斐成昭氏が、少年自然の家所長に元中学校校長の福田正気氏が着任したところでございます。また、右下の欄の附属施設数におきまして、今年度は5課53施設合計390人となっております。

続きまして3ページをご覧ください。教育庁職員数総括表です。教育長、教育参事、事務部局、学校その他の合計で390人、昨年度より10人減の職員体制となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。「3 教育委員会の活動状況」ですが、定例教育委員会12回、臨時教育委員会5回の計17回開催され、

64件の議案についてご審議いただきました。主な参加行事等につきましては、掲載されている内容のとおりでございます。「4 教育庁事務分掌」につきましては、4ページから10ページまで各課各係ごとに掲載しておりますのでご覧ください。以上、ご報告でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他(1)

寺岡教育長 次にその他(1) 実相寺多目的グラウンド・実相寺トレーニングジムの ネーミングライツについての説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長 ご説明いたします。現在スポーツ健康課所管の実相寺多目的グラウンド、及び現在建設中でありますラグビーワールドカップ 2019 推進室所管のハイパフォーマンスジム別府、これはウェイトトレーニング場になりますが、この施設につきまして、ラグビーワールドカップ 2019 推進室及び公民連携課において、ネーミングライツの募集を始めたところでございます。日程的には、ジム落成式が6月29日を予定しておりますので、現在募集要項を作成し、事業者選定委員、それから募集の締め切り、優先交渉権選定を経て契約になると聞いております。以上報告いたします。

寺岡教育長 ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。何かございますでしょうか。 このハイパフォーマンスジムは、運営は教育委員会がすることになるんですか。

スポーツ健康課長 ワールドカップ期間中は、建設後、ラグビーワールドカップ 2019 推進室 で所管します。

寺岡教育長 最初は直営で、というような方向ですね。

福島委員 アイシングプールがないですね。

スポーツ健康課長 この施設は、トレーニング場だけでありまして、プールにつきましては 市民プールを組織委員会で確保しております。

福島委員 離れるんですか。向こうで運動して汗かいてこっちまで来るんですか。 それは困るでしょう。

スポーツ健康課長	このトレーニングジムにつきましては、シャワー設備が付いているというふうに聞いております。
寺岡教育長	他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、 以上で質疑を打ち切りたいと思います。
◎ その他	(2)
【概要】	※スポーツ健康課長より、平成 31 年度中学校体育大会の教育委員訪問 日程について説明があった。
○ その他	(3)
【概要】	※令和元年5月定例教育委員会の開催日程について、令和元年5月 29日 (水) 17:00より開催することが決まった。
◎ 閉会	
寺岡教育長	以上を持ちまして、平成31年4月定例教育委員会を閉会いたします。本 日はお疲れさまでした。
	日はお疲れさまでした。 容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上
・発言の内容	日はお疲れさまでした。 容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上

委員